

令和4年～令和6年 島根県物品の売買、借入れ等に係る 入札参加資格審査申請の手引き（個別編）

目次

はじめに	1
1 入札参加資格の申請について	1
1-1 審査受付期間と送付方法等	1
1-2 入札参加資格の認定	1
1-3 資格の有効期間	2
1-4 入札に参加することができない者	2
1-5 申請する営業種目	3
1-6 添付書類の提出	4
1-7 個別添付書類	4
1-8 審査結果	7
1-9 注意事項	7
2 入札参加資格審査申請事項の変更について	9
申請方法	9
別記営業種目一覧表	10
納税証明書について	11

島根県総務部総務事務センター

物品調達グループ

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話(0852)22-5683

はじめに

この手引きは、島根県と県内9市町が共同運営を行う資格申請システムで、令和4年から令和6年に発注する物品の売買、借入れ、庁舎の清掃・警備業務等への入札参加資格申請において、島根県物品に申請をされる方に必要な個別情報を記述しています。

この手引きと、併せて「島根県電子調達システム資格申請システム操作マニュアル」「島根県電子調達システム(資格申請システム)による物品・役務入札参加資格申請の手引き(共通編)」を熟読のうえ資格申請システムにより申請を行ってください。

1 入札参加資格の申請について

1-1 審査受付期間と送付方法等

区分	受付期間及び送付方法	送付先
定期審査	令和3年9月1日(水)～令和3年9月30日(木) ※定期審査の受付は終了しました 新たに申請される方は、随時審査により申請してください。	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部総務事務センター 物品調達グループ
随時審査	令和4年1月4日(火)～令和6年11月15日(金) ※受付締切日：毎月10日 ただし、1月は15日締切とする。 ■①②の両方が必要です ①島根県電子調達システム(資格申請システム)により申請 ②共通添付書類、個別添付書類の提出 ※郵送の場合：必着(ただし、締め切り日が土日祝日の場合は翌開庁日までとする) ※持参の場合：受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで (ただし、閉庁日は除く。)	■郵送の場合 上記「定期審査送付先」と同じ ■持参の場合 島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階 島根県総務部総務事務センター 物品調達グループ

1-2 入札参加資格の認定

①今回受付を行った入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容を確認してください。(書面による認定通知書は作成しません。)

②随時審査での資格認定は、以下のとおりです。随時審査による登録は毎月1回行います。

受付締切日	名簿登録日
毎月10日	認定した日の翌月1日

③審査の結果、資格の認定をした方の一覧(入札参加資格者名簿)は県ホームページで公表しますのでご了承ください。公表する内容は商号又は名称、代表者職氏名、所在地、電話番号、FAX番号、委任の範囲、受任者、営業品目です。

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/info/buppin_shinsei/bupin_nyusatu_sanka_meibo.html

1-3 資格の有効期間

定期審査分 令和4年1月1日から令和6年12月31日まで

随時審査分 資格有効日から令和6年12月31日まで

1-4 入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができません。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下暴力団員という。）又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者。
- ④島根県会計規則第60条の3に該当しない者。

◎地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四** 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五** 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六** 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七** この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

◎島根県会計規則（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第60条の3 一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (2) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

1-5 申請する営業種目

- ①申請は大分類のうち6種目以内としてください。ただし、13. 売払品を含む場合は、7種目まで申請することができます。
 - ②備考欄に主な取扱品目を入力してください。実際に取り扱っている品目について、10ページの別記「営業種目一覧表」の例示を参考にしてください。
 - ③複数の営業所で申請があり、営業品目が同じ場合は、最初に選択した営業所に申請する営業品目を全て入力し、2つ目以降は営業所ごとにコピーすることができます。
- ※下記のとおり入力してください。

【営業品目入力の手順】

別記「営業種目一覧表」を参考のうえ、申請する営業品目を全て入力してください。

競争入札参加資格申請受付システム

平成31・32・33年 新規申請

営業品目登録

「コピー」ボタンを押下すると、選択した団体／営業所の入力情報をコピーし、現在の画面に反映します。
※団体ごとに登録できる内容が異なるため、同じ団体の入力情報のみコピーできます。

▼ コピー

物品	備考
営業品目(大分類)	
<input type="checkbox"/> 文具・事務用機器類	
<input checked="" type="checkbox"/> 調査品類	
営業品目(小分類)	
<input checked="" type="checkbox"/> 木製家具	木製机
<input type="checkbox"/> 鋼製家具	
<input type="checkbox"/> 装飾	
<input type="checkbox"/> 印刷製本	
<input type="checkbox"/> 機械器具類	
<input type="checkbox"/> 車両船舶類	
<input type="checkbox"/> 図書・教材類	
<input type="checkbox"/> 薬品類	
<input type="checkbox"/> 燃料・油脂類	

2つ目以降に選択した営業所からは、①プルダウンして初めに入力した営業所等を選択し、②コピーボタンを押下して登録することができます。

競争入札参加資格申請受付システム

平成31・32・33年 新規申請

営業品目登録

「コピー」ボタンを押下すると、選択した団体／営業所の入力情報をコピーし、現在の画面に反映します。
※団体ごとに登録できる内容が異なるため、同じ団体の入力情報のみコピーできます。

島根県/委任先なし(本社) ▼ コピー

物品	備考
営業品目(大分類)	
<input type="checkbox"/> 文具・事務用機器類	
<input checked="" type="checkbox"/> 調査品類	
営業品目(小分類)	
<input checked="" type="checkbox"/> 木製家具	木製机
<input type="checkbox"/> 鋼製家具	
<input type="checkbox"/> 装飾	
<input type="checkbox"/> 印刷製本	
<input type="checkbox"/> 機械器具類	
<input type="checkbox"/> 車両船舶類	
<input type="checkbox"/> 図書・教材類	
<input type="checkbox"/> 薬品類	
<input type="checkbox"/> 燃料・油脂類	

①プルダウンして営業所等を選択

②押下

1-6 添付書類の提出

- ①個別審査に必要な個別添付書類については、1-7のとおりですので、提出漏れの無いよう確認のうえ、郵便又は信書便により提出してください。
- ②1-7の添付書類3は島根県総務事務センターのホームページからダウンロードにより入手することができます。
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/info/buppin_shinsei/from4to6_buppin_nyusatsushikaku_zuizi.html
- ③添付書類はPDF形式及びExcel（エクセル）形式のファイルをダウンロードできますので、A4用紙に鮮明に印刷してください。

1-7 個別添付書類 (○…必須書類、△…該当する場合に提出する書類)

番号	書類等名	法人	個人	作成上の注意等
1	個別添付書類送付票	○	○	資格申請システムから出力されるもの
2	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの	○	○	資格申請システムから出力されるもの
3	ISO14001の認証状況	○	○	・国際標準化機構が定めた規格ISO14001の認証の有無等について、該当箇所を○で囲んでください。
	エコアクション21の認証・登録状況			・環境大臣が定めた「エコアクション21ガイドライン」に基づくエコアクション21認証・登録の有無について、該当箇所を○で囲んでください。
	しまねゆめいくカンパニーの認定状況			・「しまね障がい者就労応援企業認定要綱」に基づくしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定の有無について、該当箇所を○で囲んでください。
	こっころカンパニーの認定状況			・「しまね子育て応援企業認定要綱」に基づくしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定の有無について、該当箇所を○で囲んでください。 ※女性の活躍推進に向けた県内事業社の受注機会の増大に関する取り組み方針 https://www.pref.shimane.lg.jp/life/jinken/danjo/danjo/katsuyakusuishinjyoho/jigyosyajyutyuzodai-torikumihoshin.html

番号	書類等名		法人	個人	作成上の注意等
3	業者基本情報 その2 ※様式は島根県総務事務センターのホームページよりダウンロードしてください。	しまね女性の活躍応援企業登録状況	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「しまね女性の活躍応援企業登録要綱」に基づくしまね女性の活躍応援企業の登録の有無について、該当箇所を○で囲んでください。 ※女性の活躍推進に向けた県内事業社の受注機会の増大に関する取り組み方針 https://www.pref.shimane.lg.jp/life/jinken/danjo/danjo/katsuyakusuishinjyoho/jigyosyajyutvuzodai-torikumihoshin.html
		障害者の雇用状況報告			<ul style="list-style-type: none"> ■報告義務がある事業主の場合 申請時の直前に公共職業安定所（ハローワーク）に提出した障害者雇用状況報告書に記載した雇用率を記入してください。 ■報告義務のない事業主の場合 申請時に雇用している障害者（「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障害者をいう。）の人数を記入してください。 雇用している障害者がいない場合は、0人と記入してください。
		県内の営業所の所在地			<ul style="list-style-type: none"> ・島根県内にある全ての営業所等（委任の有無にかかわらず）について、所在地の市町村名を記入してください。
		印刷設備保有状況			<ul style="list-style-type: none"> ・申請する営業種目のうち、「大分類3．印刷製本」に登録する場合に、各設備の島根県内保有の有無について、該当箇所を○で囲んでください。 ・島根県内に工場がある場合は、その所在地及び電話番号等を記入してください。
		委任に関する情報			<ul style="list-style-type: none"> ・資格の有効期間中、入札等に関する権限を代理人に委任する場合のみ記入してください。 ・委任事項1～5の一部を委任することはできません。 ・委任の範囲へは、地域・営業種目・入札金額等に関わらず権限を全て委任する場合は「全部」、地域・営業種目・入札金額等により委任する場合は、委任する範囲がわかるように記入してください。 ・地域により委任する場合、記入された地域は入札等を実施する所属の所在地とします。 例えば、委任範囲が浜田市のみ受任者は浜田市にある県の所属が執行する入札等にのみ権限があります。納品先が浜田市であっても、浜田市以外にある県の所属が執行する入札等には権限がありません。

番号	書類等名	法人	個人	作成上の注意等
4	島根県税の納税証明書（個人の県民税及び地方消費税を除く） ※申請日前3か月以内に発行された原本又は写し	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県の県民センター所長が発行する全税目未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないことの証明書を提出してください。 ・島根県内に本社、営業所等がない場合でも証明書を発行しますので、必ず提出してください。（郵送による取得方法は、11ページを参照してください） ・新型コロナウイルス感染症等の影響により納税の猶予を受けている場合は、「地方税法に基づく納税の猶予を行っているものに対する納税証明書」を提出してください。未納税額全額について納税の猶予を受けていることが明記されていることが必要です。 ※県役務（庁舎管理関係）も申請される場合は、併せて1部の提出で結構です。
5	I S O14001 認証の登録証の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・I S O14001 認証を取得している場合に提出してください。 ※県役務（庁舎管理関係）も申請される場合は、併せて1部の提出で結構です。
6	エコアクション21 認証・登録証の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション21 認証・登録がある場合に提出してください。
7	しまねゆめいくカンパニー認定書の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・しまねゆめいくカンパニー（しまね障がい者就労応援企業）の認定を受けている場合に提出してください。 ※県役務（庁舎管理関係）も申請される場合は、併せて1部の提出で結構です。
8	こっころカンパニー認定書の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・こっころカンパニー（しまね子育て応援企業）の認定を受けている場合に提出してください。 ※県役務（庁舎管理関係）も申請される場合は、併せて1部の提出で結構です。
9	しまね女性の活躍応援企業登録証の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・しまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合に提出してください。 ※県役務（庁舎管理関係）も申請される場合は、併せて1部の提出で結構です。

番号	書類等名	法人	個人	作成上の注意等
10	障害者雇用状況報告書の写し	△	△	<p>・「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、障害者の雇用状況の報告義務（一般の民間企業の場合、常用労働者数43.5人以上）がある場合に提出してください。</p> <p>※詳細は管轄の公共職業安定所（ハローワーク）に確認してください。</p> <p>※県役務（庁舎管理関係）も申請される場合は、併せて1部の提出で結構です。</p>

1-8 審査結果

- ①今回受付を行った入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容を確認してください。（書面による認定通知書は作成しません。）
- ②認定を行わなかった場合は、別途通知します。

1-9 注意事項

- ①島根県が発注する物品の売買、借入れ等の入札においては、格付けを行っていません。
- ②入札情報は島根県ホームページ又は電子入札ポータルサイトに掲載します。
島根県ホームページ https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/
電子入札ポータルサイト <https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>
- ③随意契約を行う場合の見積業者を選定する際も、原則として入札参加資格者の中から選定しますので、取引を希望される方は申請をしてください。
- ④営業種目によっては、資格の有効期間中入札等を実施しないことがあります。また、指名競争入札及び随意契約において必ず指名されるとは限りません。
- ⑤入札参加資格者に対し、特に必要な場合は、追加して必要な書類の提出を求めることがあります。
- ⑥次の場合には、認定した資格を取消し又は一定の期間を定めて資格の停止を行うことがあります。
- ア 資格の取消し
- a 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者となったとき。
 - b 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下暴力団員という。）又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者となったとき。
- イ 資格の停止
- 次のaからjに該当する行為を行ったとき。
- a 虚偽記載
 - b 粗雑品の納品

- c 契約違反
- d 事故及び損害発生
- e 贈賄
- f 独占禁止法違反行為
- g 競売入札妨害又は談合
- h 不正又は不誠実な行為
- i 私的行為による法令違反
- j 島根県会計規則第60条の3非該当

⑦紙申請はやむを得ない事情により資格申請システムでの申請が困難な場合、資格申請システムで申請ができる参加自治体のうち、1自治体のみ申請する者に限って認める場合があります。
複数の参加自治体へ申請する場合は、紙での申請は認めておりませんのでご了承ください。
紙での申請については、お問い合わせのうえ申請方法等を確認願います。

2 入札参加資格審査申請事項の変更について

資格認定を受けられた方で、次表「個別審査項目変更事項」欄に掲げる事項に変更があったときには、速やかに申請してください。

※共通審査項目については、「島根県電子調達システム（資格申請システム）による物品・役務 入札参加資格申請の手引き（共通編）」をご確認ください。

申請方法

営業品目の修正については島根県電子調達システム（資格申請システム）により変更の申請をしてください。その他の変更事項については次表のとおり添付書類を送付してください。

※令和4～6年入札参加資格変更申請チェック表（物品・役務）を島根県総務事務センターのホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ表中の添付書類と一緒に送付してください。（変更事項によっては提出不要の場合があります。）

【個別審査項目変更事項】

変更事項	変更申請 チェック表	システム 入力画面	添付書類
営業種目	—	営業品目 登録	不要
委任の範囲	1 1	システム 入力不要	業者基本情報その2
I S O 14001 認証	1 1		①業者基本情報その2 ※変更事項のみ記入してください。
エコアクション21認証・登録	1 1		②新たに認証（定）・登録された場合は認証 （定）書・登録証の写し
しまねゆめいくカンパニーの認定	1 1		
こっころカンパニーの認定	1 1		
しまね女性の活躍応援企業登録	1 1		
県内営業所所在地	1 1		①業者基本情報その2 ※変更事項のみ記入してください。
障害者の雇用状況報告義務 （雇用率の変更は届出の必要は ありません。）	1 1		①業者基本情報その2 ※変更事項のみ記入してください。 ②新たに義務が発生した場合は報告書の写し
印刷設備保有状況	1 1		①業者基本情報その2 ※変更事項のみ記入してください。

営 業 種 目 一 覧 表

大分類		小分類		取扱品目 (例示)
番号	種 別	番号	種 目	
1	文具・事務用機器類	(1) 紙類 (2) 文具 (3) 事務機器 (4) 情報処理機器 (5) 印章		和・洋紙、板紙、加工紙、感光紙、封筒等 文房具 謄写版、計算機、複写機、シュレッダー等 パソコン、コンピュータ関連品、自動設計製図システム(CAD)、ソフトウェア等 木印、ゴム印等
2	調度品類	(1) 木製家具 (2) 鋼製家具 (3) 装飾		木製机、木製椅子、水屋等 金属製保管庫、金庫、鋼製机、鋼製椅子等 室内装飾品、じゅうたん、カーテン、衝立等
3	印刷製本	(1) 活版・平版印刷 (2) 軽印刷 (3) フォーム印刷 (4) 特殊印刷 (5) 複写 (6) 出版・製本・製作		活版、平版、オフセット シール、ラベル、グラビア、スクリーン、診察券カード等 青写真、コピー、マイクロ写真、写真現像・焼き付け等 出版、製本、地図作成、航空写真、印刷物の企画・デザイン
4	機械器具類	(1) 医療機器 (2) 工作機器 (3) 理化学機器 (4) 産業機器 (5) 電気通信機器 (6) 光学計測機器 (7) 冷暖房機器 (8) 厨房機器 (9) 諸機器		医療用機器類、車椅子、聴診器、血圧計、担架等 旋盤、研削機、ミシン等 各種実験機器、分析機器等 建設機械、農林水産機械等 家庭電器製品、電気通信機器、電気工事材料、電話器、ファクシミリ、乾電池等 顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、フィルム、レンズ等 冷暖房機器、ストーブ、ヒーター、エアコン等 調理台、流し台、ガス台、冷蔵庫、炊飯器、冷温水機、オープン等 印刷機器、高圧洗浄機、発動機類、コンベアー等
5	車両船舶類	(1) 車両類 (2) 船舶 (3) 航空機		自動車、各種車両類、タイヤ、工具、部品、修理 鋼船、木造船、ヨット等、工具、部品、修理 飛行機、ヘリコプター、工具、部品、修理
6	図書・教材類	(1) 書籍 (2) 教材用具 (3) 運動用具・レジャー用品 (4) 楽器 (5) 標本・美術品		図書、法規、雑誌、地図、刊行物等 各種教材、教材用ビデオソフト、CD、視聴覚機器等 運動器具、各種スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、遊具、おもちゃ等 各種楽器 模型、標本、見本、書画、骨とう等
7	薬品類	(1) 医療薬品 (2) 動物薬品 (3) 農業薬品 (4) 工業薬品 (5) 衛生材料 (6) 診療材料		各種薬品類、医療ガス類等 除草剤、殺虫剤、農薬等 凍結防止剤等 包帯、ガーゼ、紙おむつ等 一般及び特定保険診療材料等(カテーテル、シリンジ、ガイドワイヤー、輸血セット等)
8	燃料・油脂類	(1) 石油 (2) 石炭、木炭、薪 (3) ガス (4) 諸油		ガソリン、軽油、灯油、重油等 石炭、木炭、薪、コークス、練炭等 プロパン、ブタン、アセチレン、水素等 潤滑油等
9	材料類	(1) 鋼材 (2) セメント・アスファルト (3) 骨材 (4) 建材 (5) 諸材料		丸鋼、平鋼、形鋼、線材等 生コン、セメント、コンクリート二次製品、アスファルト、コールタール等 砂、砂利、砕石等 木材、合板等 ガラス、土石等
10	繊維類	(1) 被服 (2) 寝具 (3) その他の繊維製品		制服、制帽、作業服、事務服、白衣等 布団、毛布、敷布、枕等 幕類、旗類、テント、染物、緞帳等
11	警察・消防用品	(1) 警察用品 (2) 消防保安用品		警棒、手錠、鑑識用機械器材等 消防ポンプ、避難用具、救助器具、防火服、火災報知器、消火器、化学消火薬剤等
12	雑類	(1) 百貨 (2) 時計、貴金属 (3) 金物、荒物雑貨 (4) ゴム・樹脂製品 (5) 皮革 (6) 食品 (7) 動物 (8) 看板 (9) 塗料、染料 (10) 種苗 (11) 花木 (12) 諸雑		百貨、雑品等 時計、金、銀、宝石、指輪等 家庭金物、大工道具、土工道具、陶磁器、ロープ、マット、ほうき、竹籠等 ホース、ビニール、プラスチック製品、ゴム履物等 靴、鞆等 農産品、果実類、工産品(酒、食用油等)、畜産品、水産品等 牛、豚等 紙・布看板、金属看板等 種子、苗木等 生花、造花等 飼料、肥料、記章、カップ、標識、プレート等
13	売払品	(1) 生産品 (2) 不用品		金属、紙等
14	借入品	(1) 事務機器 (2) 情報処理機器 (3) 家具 (4) 理化学機器 (5) 産業機器 (6) 電気通信機器 (7) 車両船舶 (8) 寝具 (9) その他		複写機、シュレッダー等 パソコン、コンピュータ関連品等 家具類 各種実験機器、分析機器等 建設機械、農林水産機械等 家庭電器製品、電気通信機器等 各種車両船舶類 寝具類

《納税証明書について》

島根県税に係る納税証明書

1 納税証明書の交付申請先（下記のいずれの箇所でも交付が受けられます。）

名 称	担当部署	所在地	電話番号(直通)
東部県民センター	収納管理課	松江市東津田町 1741-1	0852-32-5629
〃	隠岐税務部税務課	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24	08512-2-9617
〃 雲南事務所	納税課	雲南市木次町里方 531-1	0854-42-9520
〃 出雲事務所	納税課	出雲市大津町 1139	0853-30-5534
西部県民センター	収納管理課	浜田市片庭町 254	0855-29-5522
〃 県央事務所	納税課	大田市大田町大田イ 236-4	0854-84-9576
〃 〃	川本駐在スタッフ	邑智郡川本町大字川本 265-3	0855-72-9516
〃 益田事務所	納税課	益田市昭和町 13-1	0856-31-9516

2 入札参加資格審査に必要な納税証明書

○納税証明書の種類	納税証明書（一般用）
○証明を受けようとする事項	全税目について未納の徴収金がないこと （納付実績がない場合でも証明を受けることができます。） （島根県内に営業所等がない場合は、本社所在地と法人名を 登記簿謄本等で確認後、証明書を発行します。）
○証明書の使用目的	県が行う入札の参加資格審査を受けるため

- ・ 手数料（420円分の島根県収入証紙）が必要です。販売場所は下記をご覧ください。
https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei_shosi/shosi/shosi/syousi.html
- ・ 来庁することが困難な場合には、郵送でも交付が受けられます。

【県内の方】

以下の3点を上記1の交付申請先あてに郵送してください。

- 1 県税・地方法人特別税の納税等の証明書交付申請書（一般用）
- 2 交付手数料・・・島根県収入証紙（1通につき420円）
- 3 返信用封筒・・・84円切手を貼付した定形封筒

【県外等で収入証紙の購入ができない方】

- ・ 1通請求される場合
 - 1 県税・地方法人特別税の納税等の証明書交付申請書（一般用）
 - 2 500円の定額小為替（交付手数料420円＋返送用郵券料の80円分）
 - 3 4円分の切手・・・これがないと返送できません。
 - 4 返信用封筒・・・定形。切手の貼付は不要。

- ・ 2通以上については上記1の交付申請先へお問い合わせください。

- ・ 納税証明書交付申請書（一般用）は、下記アドレスからダウンロードもできます。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/download/nouzeisyomei.html>